

議員提出第九号議案

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数  
 に関する条例の一部改正について

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条  
 例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日提出

大分県議会議員 阿 部 英 仁

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数  
 に関する条例の一部を改正する条例

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条  
 例（平成十八年大分県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十四人」を「四十三人」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出し中「各選挙区」を「選挙区及び各選挙区」に改め、同条中「公職選挙法」  
 の下に「（昭和二十五年法律第百号）」を加え、「第十五条第八項」を「第十五条第一項及  
 び第八項」に改め、「大分県議会議員の」の下に「選挙区及び」を加え、同条の表を次のよ  
 うに改める。

選挙区	選挙すべき 議員の数	備 考	選挙区	
			名称	区域
大分市	十三人		大分市	大分市
別府市	五人		別府市	別府市
中津市	三人		中津市	中津市
日田市	三人		日田市	日田市
佐伯市	三人		佐伯市	佐伯市
臼杵市	二人		臼杵市	臼杵市
津久見市	一人		津久見市	津久見市
竹田市	一人		竹田市	竹田市
豊後高田市	一人		豊後高田市	豊後高田市
杵築市	一人		杵築市	杵築市
宇佐市	三人		宇佐市	宇佐市
豊後大野市	二人		豊後大野市	豊後大野市
由布市	二人		由布市	由布市
国東市・姫島村	一人		国東市及び東国東郡姫島村	国東市及び東国東郡姫島村
日出町	一人		速見郡日出町	速見郡日出町
九重町・玖珠町	一人	公職選挙法第十五条第 四項に基づく選挙区	玖珠郡九重町及び玖珠町	玖珠郡九重町及び玖珠町

第三条を第二条とする。

## 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

### 理 由

平成二十二年国勢調査の結果に基づく大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、人口減少、議員一人当たりの人口較差等を考慮して定めるとともに、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部改正に伴い、大分県議会議員の選挙区を条例で定める必要があるので提出する。